

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和3年3月11日（木）午後1時 議場

出席委員（9名）

（委員長）尾 沢 三 夫 （副委員長）土 光 均
石 橋 佳 枝 稲 田 清 奥 岩 浩 基 国 頭 靖
戸 田 隆 次 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長 永瀬防災安全監

[防災安全課] 三木課長 藤谷主査兼危機管理室長 戸崎危機管理室係長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東議事調査担当主任

傍 聴 者

安達議員 岩崎議員 遠藤議員 岡村議員 門協議員 前原議員 又野議員
報道関係者 2人 一般 2人

審査事件及び結果

陳情第80号 屋内退避における新たな知見に基づいた避難計画の見直し検討を求める
陳情 [不採択]

陳情第81号 新型コロナウイルス感染症等流行下における住民避難計画について具体的
的な原子力災害対策の住民への説明を求める陳情 [不採択]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○尾沢委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました陳情2件について審査いたします。

この際、お諮りいたします。陳情第80号、屋内退避における新たな知見に基づいた避難計画の見直し検討を求める陳情、及び陳情第81号、新型コロナウイルス感染症等流行下における住民避難計画について具体的な原子力災害対策の住民への説明を求める陳情について、両陳情の提出団体であります原子力防災を考える県民の会、代表の山中幸子様から委員会において、説明したい旨の申出がありました。山中様を参考人として招致し、説明いただくことに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○尾沢委員長 御異議なしと認めます。山中様を参考人席に移動をお願いしたいと思います。事務局よろしくお願いたします。

〔山中参考人、参考人席に着席〕

**○尾沢委員長** それでは初めに、陳情第80号、屋内退避における新たな知見に基づいた避難計画の見直し検討を求める陳情について、山中様から御説明をいただきたいと思ます。

説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は座ったままでお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○山中氏（参考人）** 原子力防災を考える県民の会の山中と申します。このたびは、陳述の機会を与えていただきありがとうございます。今日は、3月11日でちょうど東日本大震災があって、原発が大変な事故にあってから10年になります。現在も廃炉への途中がありますが、大変厳しい道りを歩んでいるのではないかと考えられます。そして、福島原発事故から30キロ周辺ぐらいまで帰還困難区域が広がっており、いまだに人が住めない地域となっています。風向きと天候次第では米子市でも起こる可能性があると考え、UPZ内の原子力災害については、最悪の事態を想定しながら真剣に取り組む必要があると考えています。今日は陳情と一緒に心配りしました参考資料を中心に説明させていただきます。

参考資料の(1)は、昨年の原子力防災ハンドブックからの表を抜粋しています。これによると、木造家屋では内部被曝が75%、外部被曝は60%防ぐことができるとされています。この出典は、表の下に小さく書いてありますが、陳情本文では資料2としています。これは原子力規制委員会が平成26年、2014年に出した文書で、米国環境保護庁の1978年の資料やIAEAの1997年の資料を基にしています。データとしては、大変古くアメリカの住宅を想定して試算した結果です。内閣府から新たに出た資料1は、昨年、2020年3月に出たもので日本の住宅についての試算です。この新しい調査結果によると、屋内退避が今まで考えられてきたほど効果がない可能性が示されています。この文章の本来の目的は、この先ほどの参考の(2)にあるような陽圧化装置をつけた建物では内部被曝を99%低減できるということを試算により明らかにしたことです。このような特別な施設は、境港市に2施設、米子市にも2つあります。

次に、参考資料の(3)に引用した図を見ていただけたらと思います。内閣府の新しい資料の16ページより引用した図です。この図では、屋内滞在時の内部被曝線量を1.0としたとき、PPVと示された陽圧化の場合は0.01となっています。これは99%の被曝を低減しているという意味です。NVは自然換気の場合で、内部被曝の相対比が0.67となっています。これは屋外に対して33%しか低減していないことを示しています。つまり、陽圧化しない場合、自然換気では3割強の低減にとどまっています。この文章は、資料1では、この図の前のページ、15ページに記載されています。この新試算、レポートの結果について、今年の2月に鳥取県の原子力安全対策課の方に聞いたところ、担当の方は、この参考資料の(4)に書いてありますように、浸透率の値が大きく設定しているからだと言われました。浸透率は壁の隙間から屋内に流入する割合を示すものですが、建材などに吸着する場合があるので1.0で計算するのは大きすぎるという説明でした。例えば、0.5で計算すると、大体約2倍の60%の軽減になりますが、それでも原子力ハンドブックにあるような、75%よりはかなり低い値になります。この浸透率については現在研究中だそうです。内部被曝については、家屋の隙間の量によって決まる気密性も関係しています。家屋の種類によって低減効果は異なる可能性があります。確かに

内閣府の新しい資料は、暫定版として現在さらなる研究を進めているところだと思いますが、内閣府の原子力防災のホームページでは、屋内退避の効果として、この資料からの引用が使われています。引用されている図は（３）の図ではありませんが、ここでは木造家屋で５０％の軽減となっています。これは外部被曝と内部被曝を併せての試算かと思います。いずれにせよ、原子力ハンドブックにある低減率７５％というのは、やや大きすぎる値ではないかと思います。屋内退避の効果がどのように示されるのかについて、今後は注視していく必要がありますが、現時点においての効果は限定的であることを踏まえ、避難計画についても様々な検討をしていただけるよう求めます。以上です。ありがとうございました。

**○尾沢委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

稲田委員。

**○稲田委員** 山中参考人にお尋ねいたします。

まず、避難計画の見直しを検討とございますが、具体的にはそのどう見直すかというのがこの紙面には、私には例示されていないように見えますので、何かそのこう書いてほしい、あるいはこうすべきだという案があればお聞かせいただきたいと思います。

**○尾沢委員長** 山中さんどうぞ。

**○山中氏（参考人）** ありがとうございます。いろいろな検討の仕方があると思うので、あえて書かなかったんですけれども、屋内退避がもしかしたらあまり効果がないという前提で考えるなら、例えば、安定ヨウ素剤を取りに行く、緊急時に配布するということになっていますけれども、事前配布をもっと進めて、特に４０歳未満の方に関しては、積極的に市のほうで配布するとか、そういう少しでも避難が早くできるような態勢を取るのが必要なのではないかと思っています。あるいは、屋内退避をしている時間をなるべく短くするような配慮ができればそのようにしていただきたいと思っています。

**○尾沢委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 続いてお聞かせください。今、陳情書の※１番のいわゆる暫定版について話をされていたかと思いますが、私も当然、読ませていただきました。複数にわたってこの書面には屋内退避を取ることを基本とすべきという記述もございますし、屋内退避することが有効です。屋内退避を原則実施しなければならないというようなことがしっかりと述べられております。もちろん、項立てして屋内退避の有効性という項もございます。要は一つの報告書に、提出者がお考えの部分も載ってはおりますが、屋内退避は有効であると、ということがかなり複数にわたって記載されております。したがって、この書面はあたかも陳情提出者のお考えでは６７％まで下がっているのではないかというのは、それはある意味正しいのかもしれませんが、別な意味では屋内退避が有効ということも正しい見解であるということが述べられていますが、このことについてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

**○尾沢委員長** 山中参考人。

**○山中氏（参考人）** ありがとうございます。確かに屋内退避というのは、外に出ているよりは軽減できるというのは確かです。このグラフというかこの図でも、１に対して０．６７ということで、少なくとも少しは軽減されているという結果が出ていますので、外に

不用意にいるよりは中にいたほうが良いというのは確かだと思います。ただ、今、県のほうの原子力ハンドブックに出ているように、75%内部被曝が低減できるというふうに書いてあるのは、ちょっとそこまでは効果がないかもしれないという、そういうことは言えると思います。なので、余り屋内退避を過信しすぎずに、特に子どもとか、妊産婦、乳幼児に関しては、被曝をできる限りさせないという考えの下に、できる限り有効な避難計画を立てていただきたいと思います。

**○尾沢委員長** 以上ですか。ほかに参考人に対する質疑は、よろしいですか。

そういたしますと、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び又野議員に説明を求めます。

初めに、土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を述べます。陳情の中身は先ほど陳述があったので理由ということで、基本的に原子力災害に関する考え方は、新しい知見が出てきたら、それを必ずその都度、検証して確実なものにしていくというのが原則になっています。今回これまでは、県のハンドブック等で木造の吸入による内部被曝75%低減、ということが前提で、例えば、屋内退避を優先的に、安定ヨウ素剤も屋内退避のときは服用する必要がない、そういう考え方で立てられています。ところが、この75という数字に関して疑問がついている。そういった新しい知見、これはまだ新しい知見で確定しているものではないですけど、そういったものが出てきた以上、きちんと検討して反映させる、そういったことが必要であるというふうに思います。それが私のこの陳情に対する賛同理由、そういった思いからです。

**○尾沢委員長** 次に、又野議員。

**○又野賛同議員** そうしますと私からも、賛同を述べさせていただきます。ほぼ同じ理由になりますので簡単に述べさせていただきます。この防災ハンドブックに75%低減の理由が日本の屋内ではなくて海外のほうの家屋、家を想定したものであるということが資料を私も見させてもらいましたけれども、ということが分かりまして、その基になる数字が75%、ほんとにこの日本でも適用していいのかというのが私も疑問に思いました。その75%を基にしていろんな計画が立てられているというのは、その基の数字に疑問に感じている、日本に合うかどうかわからなくなっている以上、見直すべきなのではないかなと感じたところです。それと、新たな知見が出てきたというところで、様々な意見、知見が出てくるとは思うんですけども、やはり厳しいほうにこの防災、特に原子力防災は、合わせていかなければならないのではないかと、そういうふうに考えましたので、賛同理由とさせていただきます。以上です。

**○尾沢委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

土光委員。

**○土光委員** 質疑というのは、賛同議員の質疑を終わったんですよね。賛同議員に対する質疑は終わったんですよね。賛同議員に対する質疑ですか。

**○尾沢委員長** 賛同議員に対する質疑になります。

**○土光委員** じゃあ取り消します。

**○尾沢委員長** 賛同議員に対する質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

そういたしますと、そのほか委員の皆さんで執行部に質疑をしたいということがありましたら、挙手をお願いします。

稲田委員。

**○稲田委員** 確認でこれ聞かせてやってください。陳情の内容は暫定版とはありますが、新しい研究によって内部被曝の低減効果が、ある想定よりは下がっているのではないかということが、その可能性が述べられているわけですが、どのような考えを今、そのことに対してお考えをお持ちなのか、言える範囲で結構ですのでお聞かせください。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 陳情者が引用されました内閣府の調査、こちらは暫定のものでございまして、まず、学会等の評価を受けたものではなく、現在も詳細な研究が進められている途中であるということがあります。また、先ほど参考人のほうも、県の考えとして御紹介をされましたけれども、条件づけ、例えば浸透率、これが1.0として計算をされているということであつたりだとか、原子力防災ハンドブックのほうで引用されている研究とは条件づけが異なっている部分がございます。この条件づけにつきまして、こういった設定が適切かということを含めて現在詳細な研究が進められている途中であるということになっております。また、現在米子市の地域防災計画、それから広域住民避難計画につきましては、屋内退避の考え方を採用しているわけなんですけれども、こちらは国の原子力災害対策指針に依拠したものとなっております、この国の原子力災害対策指針、こちらは国際基準、それから福島原発事故の教訓、また科学的な知見などを取り入れたものでございまして、原子力災害の際の対応として、屋内退避を基本とするという考え方につきましては、全国的にも一般的に採用されている考え方となっております。今後、こうした研究が学会等で評価されるということになりましたら、この国の原子力災害対策指針のほうにも反映がされてくるものと思われまふ。当市の地域防災計画、それから広域住民避難計画の見直しにつきましては、こういった国の指針、それから市の計画の上位の計画に当たります県の地域防災計画、それから広域住民避難計画、こういったものの修正も確認しつつ考えていくこととしたいというふうに考えております。

**○尾沢委員長** よろしいですか。そのほかございませんか。

土光委員。

**○土光委員** まずお伺いしたいのは、県の原子力防災ハンドブックで参考資料の図の形で出ています。吸入による内部被曝が屋外の75%低減、ということで60とか10という数字が出ています。特に、この75%低減ということに関して、先ほどの陳情者の説明で、この75というのは、まず一つはこれの出典は先ほど説明がありました。これは陳情の本文の米印で出典が出ています。緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について、これが根拠だということ。ただこれに関して、私以前から疑問に思っていたのですが、この出典、根拠となる文書が案という形で示されていて、案という文書が根拠の文書というのはおかしいなというふうに思っています。もう一つは、この75%、こういった家を想定かというのは、日本の一般の家屋じゃないものが想定されて出てきた数値という指摘がありました。米子市の見解として、県と同一だと思ひますが、この75%減という数値に関してそれなりの評価、再評価が必要というふうには思っていないでしょうか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 確かに先ほど、参考人の御指摘のほうにもありましたけれども、こちらの75%低減という数値は欧米の家屋を対象とした調査となっております。ですが一方で、これに反するような調査といますか、研究といますか、それが今回、紹介されたような研究になるかと思いますが、やはりこちらがまだ暫定の状況であるということがあります。また、先ほど土光委員の御指摘にもありました。確かに原子力規制委員会のほうが出している緊急時の被ばく線量、参考人の添付資料、※2の資料になりますけれども、緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について、という原子力規制委員会が出している資料、こちらは（案）ということを出されております。ですが一方で、平成28年に原子力規制委員会が出している資料がありまして、これが原子力災害発生時の防護措置の考え方ということで、その名前のおり原子力災害が発生した際の防護措置の考え方について示された文書でありますけれども、こちらにおきましてこのように書いております。屋内退避により吸入による内部被曝を木造家屋においては、4分の1程度に抑えることができるということが書いてありまして、4分の1程度に抑えるということですから、75%低減、この26年5月に出されている資料、添付資料※2のほうは、案ではございますけれども、そのほかの文書でもこういった国の示す数値として、4分の1程度に軽減ということが記されているところですので、現状、これを明らかに否定されるような研究が出ていない現状では、こういった数値を採用して一旦計画を立てるということも間違いではないのかと考えております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今のような考え方で屋内退避は吸入により内部被曝は4分の1程度に抑えられる。だからということで、今の計画はまず屋内退避を優先、それから段階的避難もその考え方の一つだと思います。それから安定ヨウ素剤の服用に関しても屋内退避をしているときは基本的に服用する必要がないという前提の計画です。これは、例えばですけど、低減効果が50%しかないということになったとしたら、今の段階的避難とか、安定ヨウ素剤の服用の時期とか、屋内退避優先とか、同じような計画が有効だというふうに思いますか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** ちょっと仮定の質問ということになりますので、お答えは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、国の指針であったりとか、県の計画、そういったものを参考にしながら考えていきたいと考えております。

**○尾沢委員長** そういたしますと、これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

そういたしますと戸田委員のほうからのスタートでよろしいでしょうか。

戸田委員。

**○戸田委員** 今の陳情者の考え方、並びに賛同議員さんの意見を聞いておったわけですが、私もこの鳥取県のハンドブック令和2年3月に発行された内容を見ました。屋内退避が一番原則であろうということで、75%低減化ができるというように記載もあるものですから、その辺を考えておりましたが、それと一つの判断材料として、今、国がそういうふうな詳細な制度について検討しておるということですので、私としては今の国の動向を見定めることが肝要であろうということですので、本陳情について

は、採択しないということでございます。

**○尾沢委員長** 次に、矢田貝委員、お願いいたします。

**○矢田貝委員** 私も不採択、採択しないをお願いしたいと思います。まず、今回の知見ということの取扱いですけれども、これからさらに日本の家屋に似合った形での検証が続けられて、今後国の原子力災害対策指針に反映された段階で避難計画の見直し、検討等は鳥取県等とも検討しながら進めるべきと考えております。また、今回の陳情の事項につきまして、UPZ圏内の屋内退避を中心とした避難計画の見直しというところの検討を求めていらっしゃるわけですけれども、この避難計画につきましては、私はこの米子市地域防災計画原子力災害対策編においては、全面緊急事態となった際には、予防的な防護措置、屋内退避を原則実施するとはございますけれども、島根原発事故対応の米子市広域住民避難計画の中には、屋内退避以外にも、医療であるとか、安定ヨウ素剤の服用の件、それから避難所の開設、誘導等、しっかりとした計画が県と連携した広域のものができているというふうに考えております。という理由で不採択をお願いしたいと思います。

**○尾沢委員長** 続いて、石橋委員。

**○石橋委員** 採択を主張します。この資料のところに挙がっています75%低減という、ハンドブックに載っているこのことについては、かねがねからこれは欧米の家のデータを基にしたものであって、日本の木造家屋には当てはまらないのだということを聞いてきました。それを基にした避難計画が立てられているということについては、本当に危ういなというふうに考えてきました。県や国が今検討中だからということで、様子を見守るのではなく、その研究をさらに進めてといえますか、本当に国民の安全の立場に立って早く確かめる。そして、屋内退避が、米子で陽圧化されたところが2つの施設が、境港市が2つというふうに先ほど言われましたけど、ほんとにそれにかなうような建物がないなら、屋内退避という考え方はやはり改めるべきだというふうに思っております。そういうことを早く検討をしっかりと進めてもらう。ハンドブックの内容を本当に現実的なものに近づけてもらうということを進めたいので、採択というふうにしたいと思います。

**○尾沢委員長** 続いて、国頭委員。

**○国頭委員** 私も採択、そうですね、議論は続けるべきだと思いますが、私は採択ということで話させていただきたいと思います。私も木造家屋というのが一律75%低減というのは、そうなのかなと思っていました。先般、築250年の家屋に行ったんですけども、そういったのと現代の家屋というのは幾ら気密性を、目張りなどもしてもやっぱり限界があると思います。だから、やっぱり30%ぐらいしか低減できない木造もあるわけで、そう思えばそちら側のほうに合わせた考え方というか、取っていかないと全部が全部75%低減できるというわけではないと思います。そう思えば、今回の知見もそうですけど、そういったことも踏まえながら今後避難計画というのは、最悪、防災ってそうだと思いますけど、最悪のほうに基準を定めて作っていかないといけないと思いますので、これは今回の知見というのは、逆にいいことではなかったかと思っておりますので、今後、こういった考えも取り入れながら、私は先ほど国の基準というのもありましたけども、やはり現場というものを一番と思っておりますので、国の基準はこうであるが実際の鳥取県の米子市の考えをもって独自でより作っていくということも必要なんじゃないかなと思っております。ということで採択ということですよ。

**○尾沢委員長** そういたしますと、土光委員。

**○土光委員** 私は継続を主張します。というのは、今、県とかが言っている75%という数字、やはり私たちは、この根拠をきちっとどういう前提、誰がどういうところで言っているのか、という検証は必要だと思います。それから新しい知見である33%減であるということもいろんな過程の要素が入って、まだ、いろいろ研究中というか、だからこれもうという考え方でこの数字が出てきているのか、というのをきちっとその考え方を知ることによって、今の避難計画が妥当かどうか、というのが最終的に判断できると思いますので、まずこういった知見を、当委員会としても、必要ならば参考人に来ていただいてここをちゃんと検証、確認していくということが必要ではないかと思います。その後に避難計画の見直しが必要かどうかの判断をすればいいと思いますので、継続を主張します。

**○尾沢委員長** そういたしますと、奥岩委員。

**○奥岩委員** まずは参考人の山中様、本日は遠いところをありがとうございました。

不採択でお願いいたします。こちら、本日、説明もしていただいたんですが、内部被曝の低減率が、現行の避難の計画にあった75%が33%ではないかというような新しい暫定版の研究結果があるというお話だったんですが、現時点におきまして、屋内退避、こちらについては、効果がある程度あるものだと考えます。その上で、いろいろとほかの委員さんもお話をされていたんですけど、現時点で、この避難計画の見直し、総合的に考えまして、必要はないのではないかと考えますので、不採択でお願いいたします。

**○尾沢委員長** 続いて、稲田委員。

**○稲田委員** 私も採択しない、不採択を主張いたします。いろんな委員さんも触れられていましたけれども、改めてとなります。できるならば指摘もさせていただきましたが、見直しに対する案を当初から記載いただきたかったというところがございます。と申しますのは、屋内退避がもしあまり効果的ではないということで、ほかのやり方はじゃ何になるのかというところまで、しっかりと付した状態で我々は決める必要があるのではないかと考えております。といいますのは、参考人もおっしゃいましたが、一度に速やかに避難すればいいのではないかとということで、それは間違いではないと思います。理解いたしますが、ただ一度にたくさんの方が移動しますと、それも逃げるという状態で、弱者と申しますか御高齢の方とか、そういった方にいろんなひずみがあると、今回引用されている参考文献にもそのようなことがしっかりと書いてあります。だからかえって別な被害を生む危険性の指摘が記載されております。そういったことを総合的に判断いたしますと、なかなかその屋内退避、木造だからとかという理由で、この陳情に書かれている内容を採択するのであれば、やはりもう少しちょっと別な見地をしっかりと責任を持ったものと同時に考える必要が、現時点ではこの陳情を採択には至らないというのが私の見解でございます。以上で終わります。

**○尾沢委員長** 続いて、中田委員。

**○中田委員** 結論から言いますと私も不採択、採択しないを主張したいと思います。

その理由といたしましては、今回の陳情で、先ほど陳情者の考え方もお聞きしましたけれども、そもそもこの今、稲田委員も言われましたけど、屋内退避というのが今されるということの目的というのは、国際基準や福島事故の経験から見えた教訓とか、それから科学的な知見なんかを踏まえた上で、例えば、事故時のブルームが通過するまでの間、そ



れまでの間に、被曝リスクを大幅に減らすための行動がどうあるべきかというところで屋内退避というのが、比較最善策として私はあるのだと思っております。ですからその間、確率的な影響としてリスクをいかに回避するのかというところで、この屋内の退避ということがされているという大原則をまず捉えておかなければならないと私は思っております。先ほど陳情者の話の中に屋内退避を過信すべきではないというお言葉もありましたけれども、逆にいうとこの考え方が今の段階で、いたずらに拡大解釈をされて広まると、その時点において危険な行動も誘発する可能性だって私はあると思っております。さっきこれも稲田委員が言われましたけれども、その避難行動による危険というのは、さきの避難訓練のときの場で私も言わせてもらいましたが、例えば、津波なんかの災害と違って、いかに秩序をもって避難するかというところが一つのポイントだというふうに、これが津波なんかの避難と決定的に違うところだと私は原子力災害は思っております。そういったときに、この時期における避難行動が、みんなが秩序なく一斉に逃げるような形になったときに、一体どういうことが起きるのかということを見ると、それは避けなければならないと思っております。ただ、その陳情者の引用した部分ですけれども、私も可能な限りの範囲でいろいろ調べてみましたけれども、これは陽圧化に対する比較するための研究の一部分の、しかもその途中過程ということで、研究が非常に単純化された研究要素というか、要素での全くの途中のものとして発表されているようです。

したがって、見直しをするというのは、先ほども当局のほうの考えもありましたけれども、国の指針だとか、防災計画や避難計画のそういった科学的知見がきちっと確定されたものに基づいて、きちっと計画を見直すなら見直す段階は来るものだと思っております。修正が確認されていない限り、今の段階でそれをまたこちらで修正するというようなことをやみくもにやると、場合によっては、補償問題になったときにも自治体が国の補償を得られないような状況、言ってみれば、全然その国の考えと違う計画を立てた場合において、そういったものにも影響するような問題に私は発展すると思っておりますから、そこは慎重に上位計画やそういった科学的なきちっとオーソライズされた知見に基づいて作るべきものだという理由から、これは私は採択しないということを主張させていただきます。

**○尾沢委員長** 以上で討論を終結いたします。

ただ今の継続審査の意見が委員の中からございましたので、まず最初に、陳情第80号について、継続することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員〕

**○尾沢委員長** 賛成少数ということでございますので、継続はありません。

そういたしますと、次に、陳情第80号、屋内退避における新たな知見に基づいた避難計画の見直し検討を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

**○尾沢委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

先ほど不採択と決しました陳情第80号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第81号、新型コロナウイルス感染症等流行下における住民避難計画について具体的な原子力災害対策の住民への説明を求める陳情を議題といたします。

引き続き、山中様から説明をいただきたいと思います。

山中参考人どうぞ。

**○山中氏（参考人）** こちらの陳情についても、陳述の機会をいただきまして、ありがとうございます。

昨年から今年にかけて新型コロナウイルス感染症が流行し、内閣府から感染症に対応したガイドラインが出ています。けれども、被曝を避ける行動と感染症を防ぐ行動には相反することを要請される場合があります、具体的にどうするのか混乱してしまい、大変分かりにくい点があります。ガイドラインの9ページには、全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被曝を避ける観点から、扉や窓の開閉などによる換気を行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から放射性物質の放出に注意しつつ、30分間に1回程度、数分間、窓を全開にするなどの換気を行うよう努めると記載があります。この場合、誰が判断してどのように連絡し、誰が窓を開けるのか、整理して説明していただきたいと思います。先日、令和2年度修正案が出された鳥取県地域防災計画でも基本的考え方の部分に同様の記載がありました。そして、医療機関や社会福祉施設等での屋内退避の項目のところには、放射性物質が放出される事態に至るまでの時間的な余裕が見込まれる場合は換気を行うこととし、県及び市は、その施設に対して換気に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとしています。この場合、県や市がどのように判断し、どのような方法で施設に伝達するのか、窓を開ける責任者は、医療機関や社会福祉施設の誰なのかよく分かりません。連絡が入った後、プルームを避けるタイミングが合わなければ、逆に放射性物質が部屋の中に流れ込んでしまうかもしれません。この点分かりやすく説明していただきたいと思います。そのほか、安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応としてガイドラインの13ページに記載があります。これは後で追加した資料のほうですが、広い場所での配布、避難者が車から降りずに受け取るドライブスルー方式にすると書いてあります。けれども、現在の一時集結所は広いところばかりではありません。一時集結所の周辺では狭い道路も多く、ドライブスルーができる場所は限られているのではないかと思います。これについても、住民にあらかじめ説明が必要です。さらに、現在、米子市は鳥取市や倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町が避難先となっていますが、3密を避けるためには避難所当たりの人数を減らさなくてはなりません。つまり、避難所の数も増やす必要があります。その場合どこに行くのか、住民はあらかじめ知っておく必要があると思います。新型コロナウイルス感染症は今後減る可能性もありますが、また新たな感染症が流行するかもしれません。今後も対策について、市民に分かりやすく説明してほしいと思います。さらに、自然災害との複合災害の場合はどうなるのか、全ての場合において原発避難が可能なのかどうか検討していただきたいと思っています。

以上により、新型コロナウイルス感染症等流行下における具体的な原子力災害対策について、米子市は住民説明会の実施を行い、原子力防災ハンドブックへの記載を鳥取県に求めるなどしっかり整備した上で、まずは住民に分かりやすく説明していただくよう求めま

す。以上です。

**○尾沢委員長** 参考人の説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び又野議員に説明を求めます。

初めに、土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を述べます。このコロナウイルス禍における原発の事故による避難計画、これはコロナウイルスの感染防止のために行うことと、それから原発の事故で放出された放射性物質から被曝を防ぐ方法、これは先ほど陳述人の話でもありましたが、全く逆の対応が求められることとなります。これを実際、住民が例えば窓を開けるタイミングをどうするのかというのは非常に分かりにくいことになっていると思います。これぜひ、これは避難計画を立てている市当局が、住民にこの辺のところを分かりやすく説明する。これは必要なことだと思います。ということで賛同しました。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

次に、又野議員。

**○又野賛同議員** 賛同理由を述べます。この感染症と被曝の両方ともですけれども、命に関わる問題です。命に関わる問題を防ぐ、ここで反対のことをしなければならぬということになると、事前に住民の皆さんがこういう場合はこうするんだということを知っておかないと、実際、命に関わるような問題のときに、急に誰が判断したのかが分からない状態で窓を開けたりとか、となると混乱を来す可能性が十分に考えられます。しっかりと事前にできるだけ多くの住民の皆さんが知っておかないと、知らない人が少しでもいたらそれだけでも混乱になる可能性があるのです。ほとんど全ての人に対してやはり納得してこのようなときはこういうふうに行動をとると、いうところを知らせておく必要があると思いますので、この陳情の賛同理由とさせていただきます。以上です。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。賛同議員の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 賛同議員の弁とかも、今、ありましたけれど、ここに書かれているコロナの対策と密閉で外の空気、放射能のある空気に触れないようにするという、放射能に対する対応というのは全く反対の行動をとらなければなりません。放出の具合を見ながら30分に1回は外の空気を取り入れるというふうなことが書いてあっても、それはできないんじゃないのというふうに、これを読んでもどうやったらできるか、さっぱり分かりません。その辺のところをどんなふうには住民に指導しようというふうに説明しようというふうに考えておられますか。

(「今、賛同議員への質疑。」と声あり)

**○石橋委員** 今、賛同議員への質疑だった。

**○尾沢委員長** はい。

**○石橋委員** すいませんでした。早まりました。これは担当への質疑ですから後に回します。

**○尾沢委員長** 質疑はないようでございますので、そのほかの御意見、質疑はありますか

ということで、石橋委員の先ほどの発言ということになります。当局のほうでお答えはできますでしょうか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 感染を避ける行為と放射性物質を避ける行動、これが相反しているということ、これについての当局の見解ということですがけれども、まずこれにつきましては陳情にあるとおり、換気は行わないことが基本とされているところです。一方で、これも陳情にあるとおりですがけれども、放射性物質の放出に注意しつつ30分に1回程度の換気に努めるとされておりまして、具体例といたしまして、今回添付資料、資料1のほうをつけられておりますけれども、この新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン、こちらの2. 一時集合場所における対応、(2)施設内での対応、めくっていただきまして、9ページと振ってありますけれども、こちらの注釈のほうにありますように、放射性物質の放出に注意とは、原子力災害対策本部等からの放射性物質の放出に係る情報をテレビ、ラジオ等を通じて得た場合や、一時集合場所において防災業務関係者が携行している個人線量計等が有意な上昇傾向を示した場合には、換気を中断すること等の対応を行う、といった例示がされているところであります。緊急時には鳥取県のほうで可搬型モニタリングポストの増設、あるいはサーベイ車、普通の乗用車に放射線を測定する機能がついたような車ですがけれども、こういったものを用いた走行サーベイ、そういった形でモニタリング態勢が強化されることとなっております。こうして確認されます付近の放射線量を勘案しながら可能な場合に換気を行うというものでございますので、被曝を避ける行動と感染症を防ぐ行動は、相反しないというふうに考えているところでございます。

また、もう1点、こういった換気の指示をどのように伝えるのかということでありましたけれども、これにつきましては、一般的な災害対応の際と同じように、様々な手段、防災行政無線であったりだとか、あんしんトリピーメール、また恐らく報道機関等にも御協力をいただけることになろうかと思っておりますので、そういったあらゆる手段を用いましてこの換気に関する情報についてもお伝えをしていきたいというふうに考えております。

**○尾沢委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 重ねてですけど、原子力の災害がほかの台風やら洪水やら、そういう災害と違うのは一度原発の事故とかが起こって放射線が放出されますと、その状況が長く続きますので、この線量では窓を開けられない、危険だということで密閉した場合に、今度いつ窓を開けて換気ができるのかということを考えてみると、それは大変難しいのではないかとこのように思います。考えれば考えるだけこれは大変困難なことだと思うんですけど、それについてこういう指針を出すならば、やはり、住民が納得できるような、うちにいる、屋内退避をしている人がその説明を聞いたときの行動をどうするのか、あるいは、一時避難所に集結した人たちがそういう事態に陥ったときに、誰がどういう基準でやるのかというところは、十分に分らなければ駄目だと思うんですね。その辺はほんとに、これを読んでさっぱりだというふうに思いますし、説明を求めるこの陳情はほんとにもっともだと思います。どう思われますか。原子力災害の場合は、一度閉めたら簡単に換気ができるような状況は起こらないんじゃないですか。出てこないんじゃないですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 一般的な災害と違って非常にその状況が長く続くという御指摘でありましたけれども、まず非常に放射線量が高くなった場合、こちらにつきましては、数時間以内に直ちに避難ということで避難場所のほうに向かっていただくような形になります。一方で、ある程度、放射線量の数値としましては、20マイクロから500マイクロシーベルト、こういった数値が測定されるような濃度になった場合には、1週間以内に一時移転ということで避難所に向かっていただくような形になります。ですので、一定程度放射性物質がその地域のほうに蓄積されてしまっている状態であれば、ずっとそこにとどまってじっとしておいていただくというわけではなくて、中部、東部のほうに準備してあります避難所のほうに向かっていただくということになりますので、その非常に高い放射線の中でずっと屋内退避を続けていただくという、そういうことにはならないという避難計画をしているところでございます。

**○尾沢委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 1点お聞かせください。陳情書にも記載されております資料1、長い名前なのでガイドラインとさせていただきますが、これが去年の11月に発出されているわけですが、この発出を受け、県や市において今後こういった取組が予定されているのか、もし取組が予定されているのであればその内容をお聞かせください。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 原子力防災に関しましては、出前講座、原子力防災訓練、原子力防災ハンドブックの配布等、様々な手段で現在周知に努めているところでございまして、今後もこういった感染症対策を含めた周知に努めていきたいと考えております。また、この内閣府のガイドラインを踏まえまして、来年度の市の地域防災計画、広域住民避難計画の修正に関しましても、感染症対策に関する記述を追加したいというふうを考えているところでございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 先ほどの答弁とかぶる部分があるかもしれませんが、この陳情の文章をお借りして改めてお聞きします。例えば、一時集結所において、原則、窓は閉める。でも状況によっては窓を開けるとというのがガイドラインの内容だと思います。これ窓を開けるのは、誰が判断するんですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 何か明確に取り決めをしているとか、そういったわけではないんですけれども、市や県が運営しております一時集結所ということでありますら、その一時集結所の責任者の方が開けるようになるのではないかと考えます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今は一時集結所、例えば、公民館、去年の場合、夜見公民館、そういった具体的なところでということの前提でお聞きします。責任者が決める。責任者は誰なんですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 特に、責任者という立場というか、そういったものを決めるものではないんですけれども、例えば、その従事者の中で一番年長である方であったりとか、そういった方が責任的な立場になるのではないかと考えます。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 だから例えば、今のようなことを住民に説明する場合、誰が開けるかということに関して、今のような説明では住民は実際誰なんだろうという、ちょっと不明確ではないかと私は思いました。じゃあ、開けるのを判断するのはいわゆる責任者だとしましょう。じゃあ、今、開けるタイミング、判断基準は何ですか。

○尾沢委員長 戸崎防災安全課係長。

○戸崎防災安全課危機管理室係長 放射線モニタリングの結果、それからそういったものを踏まえた国や専門家、そういった方々の意見を踏まえて判断するようになるかと思いません。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 放射線モニタリングの結果、これどこの放射線モニタリングの結果を見て、例えば、夜見公民館を開けるかどうか判断するんですか。

○尾沢委員長 戸崎防災安全課係長。

○戸崎防災安全課危機管理室係長 現在、UPZの公民館、何か所かにモニタリングポストを設置しているところではありますけれども、災害等の緊急時ということになりましたら、このモニタリングポストが可搬型で動かせるようになっておりますし、県のほうで予備のものも在庫を持っておられますので、こういったものを各所に設置いたしまして、平常時のモニタリングよりもより詳細な地域ごとの放射線量を測れるようになります。こういった値、それからそれにプラスアルファで先ほど申しましたような走行しながら車で放射線量を測れるようなそういった車も配備がしてありますので、そういったあらゆるものを用いて放射線量を測定しましてその数値に基づいて換気の指示を出すということになるかと思えます。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 例えば、数値に基づいて判断するという、じゃあ、どういう数値のときは、どういう判断をするのか、そういったところは決まっているのですか。それから例えば、ガイドラインにはこういう表現があります。線量計で有意な上昇傾向を示した場合、これは換気を中断するときの考え方、有意な上昇傾向を示した場合、これ何が有意で、これだけでは現場は判断できないですよね。そういう状況だと思いませんか。

○尾沢委員長 戸崎防災安全課係長。

○戸崎防災安全課危機管理室係長 現状で特に放射線量がこの値を下回れば換気の指示を出すといったようなことが決まっているわけではありませんけれども、やはりなかなか我々のほうで判断するということは、難しいところになるのかなと思います。ですので、例えば、米子市の災害対策本部のほうでそういった放射線のモニタリングの測定された数値を取りまとめて国や県に、県のほうもモニタリングをされますけれども、国のほうに報告して、あるいは県の原子力安全顧問の専門家の方等もいらっしゃいますので、そういった国、県の専門家、そういった方たちの意見を仰ぎながら考えていくようになるかと思えます。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 ガイドラインを見ると30分に1回、そういった状況を見て可能ならば窓を開ける、換気をする、そういった考え方、この考え方はそうかなと思うけど、でも今のよ

うに実際事故のときは一時集結所も1か所ではないです。いろんな地域に散らばっています。それから、その周辺の放射線の状況、これはいわゆるプルームがどこを通るかで一律には決まらないと思います。そういった個々の一時集結所の数値を県が集約して、国に上げて、国が検討して、また指示を出す。そういうのを30分ごとというのは、とても現実的ではないのではと思いますけどいかがですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 委員御指摘のようにやはり放射性プルームには、大変気をつけた上でやる必要があると思いますので、放射性プルーム放出の情報等があった場合は、直ちに換気を中断するということが重要になるかと思えますけれども、やはり大前提としまして、国も示しているように換気を行わないことが基本とされているところがあります。そうした中で、やはり感染症対策として換気を30分に1回程度実施するためにはどうしたらいいのか、開けられる状況を確認するための手段というのを講じていく中で、今なら安全だというのが確信できるというのもおかしいかもしれないですけども、そういった状況のときに限って換気は行うものであって、基本としましては、行わないもの、そういった考えで当たるようになるのではないかと考えております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 現実的には、多分そういう対応をせざるを得ないのではないかと今の状況では私はそう思います。ということは、コロナ禍では換気するのが原則、原子力災害の避難では大前提は換気を行わないという考え方、ただ開けるチャンスがあれば開けなさいということがあるのだろうけど、大前提としては換気を行わない。これはやっぱり相反することですね。最初の答弁でコロナ禍の対応、それから原子力災害の対応が相反するとは考えないという趣旨の答弁がありましたが、やはりこれは相反する状況だと思います。そういった認識の下に避難計画を考えたり住民に説明したり、というのが必要ではないかと私は思います。何か答弁があれば。

**○尾沢委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 土光委員御指摘の相反するということについての確認の御意見だったと思うんですけど、先ほど来の担当のほうで答弁させていただいておりますように、数値を確認されて確実な状況がある場合に、国のほうとしては、資料のほうにも書いてありましたけども、できれば30分に1回程度の換気に努めるということで、基本的な感染症と原子力災害への対応を併存、生かしていくためにどうするかという基本的な考え方について、原則、換気をしないことを大前提としながらも、感染症対策、これにどう気をつけていくかという基本的な考え方を示されていると思います。今後、具体的に運用上どういうふうに皆様方にお伝えすることができるのかというのはやっぱりいろいろと具体的に考えていかんといけんと思っております。ただ、相反することが確実に出るかと言ったら基本的には関係しないということなので、条件がそろえば換気をするという意味合いでは、それは相反しないというふうに市としては考えております。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 言葉の上で相反するというふうに表明しているとそういったことを言うつもりはありません。ただやっぱり状況として、コロナでの対策、それから放射性物質が漏れたときの対策、これはやっぱり求められているものは、相反するという別の言い方は出

てこないんですけど、窓を開けるか開けないの判断はやはり相反する。そういった状況だという認識は私は必要だと、そういう認識の下に物を考えなくてはいけないし、どうするかというのを考えなくてはいけないし、住民にそれをどういうふうなことを、対策、行動をするかというのを説明する必要がある。そういったことをこれからやっていかなければならないと思います。

**○尾沢委員長** 御意見は出たところでございますので、これより討論に入ります。

本陳情の採決に向けて委員の皆様御意見を求めます。

そうしたしますと今度は中田委員のほうからスタートさせていただきたいと思います。

中田委員。

**○中田委員** まず、結論的には不採択、採択しないです。

この陳情の文章の途中にある、例えば、コロナ禍でのバスの乗車人数だとか、避難所での空間の取り方への配慮が必要だというのは、これはコロナ禍においては当然のことだと思っておりますので、ただその取り方についてというものは、まさに去年からコロナの我々の初めての経験の中で、様々な取組が強化されたり工夫されたり、いろんな経験から基づく努力というのが繰り返されているわけですが、その一方で、このコロナの感染リスク、このコロナにかかることによってどういう重篤化が予想されるかと、その防止策、というところの部分と、放射性物質が屋外にあって、その放射性のところからの避難というレベルを、そのリスクを、私はそもそも同列に考えておりません。この陳情に沿ってあえて意見を言わしていただければ、先ほどからあったように、原子力災害が発生したときの基本は、待機中に換気を行わないというのが基本原則だと思っております、そうであるはずで、そこでのコロナ対策は、今行っているようなマスク着用だとか、様々なその防止策に努めるというのが当然のことでありまして、原則はあくまでも換気をしないということで、これは国のガイドラインのほうも見させていただくと、被曝のおそれがあるときに換気を求めている内容ではないと思っております。先ほど答弁があったように、条件が整って換気ができる条件下であれば換気をするということだと思っております、そこから辺から考えると、この陳情自体がそういったいろんな状況を相反するものとして扱うということには私は考えが行きつかない。反するものではなくて、条件が整って反しない限りにおいて換気をするということだと思っておりますので、この陳情は、現実には私は合わないと思っております。分かりやすく住民にいろんな避難行動における、例えば、コロナ禍の今やっていることの延長線上ですけども、そういったことの注意というのは必要だと思っております、これはさっきのバスなんかの避難訓練のときにも、想定されていたはずですよ。ですから実際には、コロナ対策でバスの窓を例えば開けていても、実際のときに外に放射線量が一定量あれば、閉めておくんだという前提でやっておられると思われまますので相反しない。陳情の内容とは私は違うと思っておりますので、採択しないと主張したいと思います。

**○尾沢委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 私も採択しない、不採択を主張いたします。

まず、陳情の下段の2、陳情事項のところ、原子力防災ハンドブックに記載することを県に求める等とございますが、それは先ほど私が質問させていただいた際に、感染症対策に関する記述を追加ですかね、そういうことを考えたいということなので、その部分は



満たされたのではないかと思うのが一つです。

それから、相反するという部分です。中田委員も触れられました。同列に考えるべきではないというか、私もそう思っております、防災安全課も述べられました。要は原則閉めておきますと、閉めるんだと、状況が整えば開けることもあるということで、要は原子力防災のほうを第一義にしているという内容で受け取っております。私もそうであるほうが望ましいのではないかと、望ましいと思っております。ここから先は、ちょっと多少自分のいたって個人的な考えも入ってしまうんですが、要は原子力に関しては物理であったり科学であったり、それからコロナであればさらに医学の話が入ってくることで、何がベストな選択なのかをこの場で議論しても、意見は言えますが、何がということは、やはり知見を持った方の判断にこれは委ねるべきだと思います。提出者の御意向もそれはごもっともかもしれませんが、我々も我々で意見は言いますが、最終的には、原子力安全顧問等、正式な機関で知見を持たれた方がこの部分も今後もしっかりと議論して、議論が終われば、あるいは速やかに議論の結果を出していただいて、早く現場に下ろしていただいて、マニュアルの修正であったり、それから防災ハンドブックの修正であったり、そちらは速やかに行っていただければいいのではないかと思います。以上で終わります。

**○尾沢委員長** 続いて、奥岩委員。

**○奥岩委員** まずは山中様、先ほどの陳情第80号に引き続きましてありがとうございます。結論から申しますと、不採択をお願いいたします。中田委員、稲田委員も申し述べられましたので、私のほうからは簡潔にお話をさせていただきたいと思いますが、まず2の陳情事項のところ記載していただいております、分かりやすく説明をしてくださいということは、先ほど当局のほうから御説明がありまして、今後の対応は分かりましたので、こちらは割愛させていただきます。また、避難所の対応の考え方といたしまして、先日、私も防災関係で研修会に出席させていただいたんですが、その際に講師の方もおっしゃっておられたんですが、避難所ですので、難を逃れる場所だということです。この場合は、原子力災害、こちらのほうからの難を逃れるものではないかというふうに考えております。現在コロナ禍におきまして、そこに感染症対策もする必要があるので御心配があつての陳情だと考えております。現状、今までのコロナになる前、その前も感染症対策は講じた上での避難所運営ということで、御準備はされていたかと思いますが、このコロナ禍の中でそのところも各防災リーダーの方々には研修を行っていただいておりますし、現在、本市では自主防災組織のほうも着々と進んでいるというふうに伺っております。そういった状況を鑑みますと、御心配いただいて陳情をいただいたんですが、こちらに関しましては、不採択とさせていただきたいと思います。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 採択を主張します。この陳情は要はコロナ禍の新たなこと、そういった状況を踏まえて、避難計画、住民に分かりやすく説明していただきたいというのが陳情です。これ当然しなければならないことだと思います。実際、今米子市の今後の方針で、出前講座とか原子力防災ハンドブックとか、それから毎年やっている防災訓練、それはそれでやればよいと思いますが、こういう新たな状況のときは、これだけでは不十分だと思います。実際、多分5年か6年前、米子市は30キロ圏内の各公民館で避難計画の説明会をやったはずで、ああいったことを実際やっています。そういったことが私は今回というかコロナ

禍の状況でどうするか、というのは直接住民に説明する。説明の仕方を分かりやすくというのは、例えば、窓を開けるかどうかに関して、住民に窓は原則閉めてください。ただ状況が整えれば開けてください。こんな説明したって住民は何をしていいか全然分からないはずです。そこを具体的に分かるように行動に結びつくような説明が必要だと思います。それが分かりやすい説明だと思います。ただ、なかなか状況によってどういうふうに対応するのか、分からないことも当然あると思います。それは住民にここはまだよく分からないからとりあえずこういうふうに行動してください。分かり次第、また新たなことをお伝えします。そういうふうに率直に説明すればいいと思います。それが分かりやすいです。そういったことは、必要だと思います。ということで採択を主張します。

**○尾沢委員長** そういたしますと、国頭委員。

**○国頭委員** 私も採択を主張します。先ほど土光委員が注釈の5のところ個人線量計等が有意な上昇傾向を示した場合というところで、どういった線量が毎時何マイクロシーベルト等ですね、基準値が上がったというようなところがまだはっきりしていない、指示されるほうがされていないような答弁によっては気がします。だからそういったその防災業務関係者が、一時集結所で指示する人の値というか、認識もしっかりしてもらいたいと思います。そういったことも含めて、窓を開ける状態が米子地区の河崎地区の辺りぐらいは計測すれば、毎時何マイクロシーベルトぐらいなので、30分、1時間ぐらいずつ、しばらくそういう状況なので、開けられる等、基準というものがあると思うんですね。だから、線量の基準というところもはっきりしていただきたいと思いますし、そういった定義等もできれば示していただいて、対策等もしっかりと書き込んでもらおうと、現場の人もそれに従って動いていくというようなことが必要じゃないかと思います。そういったこともしてもらいたいので、採択ということをお願いします。

**○尾沢委員長** 続いて、石橋委員。

**○石橋委員** 私も採択です。先ほど当局の説明にも、回答にもありましたけれど、その避難所の一番最年長の方が責任者で判断するみたいなことも言われましたけれど、そのときにほんとにその人が判断するのに困るようなことでは困るわけです。その地域の状況をちゃんと把握して、指示が出せる態勢というのをきちんと作ってはもらいたいんですけど、30キロ圏内というのは、10キロ圏内とは違って、放射性物質が放出されてその値が幾らになったらという基準がありますから、原則避難に移るというのは、放射線が排出された後だというふうに思います。新型コロナがいつ終息するのかわかりませんが、こういう状況がないことはない。ほんとにいつ起こるか分からないので、あり得ることですから、そのところを具体的にまず、当局のほうでしっかりとガイドラインを作ってください。住民にも説明が十分行くようにという思いで、採択を主張します。その作業をほんとに検討してください。

**○尾沢委員長** そういたしますと、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** まずこのたびの住民への説明を求めるところの場面ですけれども、一時集合場所についてのそういった感染症対策についての説明を住民に対してする必要があるんじゃないか、という要望というふうに理解をしておりますけれども、陳情者のお気持ちは分かります。受け止めさせていただこうと思いますけれども、対応時に緊急時に被曝を避ける避難行動というのと、感染症を防ぐ対応というのは、そのときに柔軟に対応で

きる状況を取っておくことが何よりも重要ではないかというふうに考えておりました、あらかじめ対応、手順であるとか、基準等が示せるものではなく、それは難しいものであろうというふうに考えております。かえってそれをあらかじめ説明をしたり、マニュアル化する、数値的なものを示しておくというようなことで、被曝を避けることが最優先であるべきものが、もしかすると逆にその対応が難しくなるということも考えられるのではないかなというふうに思っております。住民への説明がもししっかりと必要なことが起こるときはこういったときかというふうに考えると、対応時に判断できる準備が明確にでき、また判断をしていくための受け入れる側の訓練ができ、そして換気について判断をしたときに、しっかりとそこに集っておられる方々に対して説明をしていく、そういった態勢づくりが原則ではないかなというふうに考えておりました、今回の陳情は私は不採択でお願いしたいと思います。

**○尾沢委員長** お待たせしました戸田委員。

**○戸田委員** 今の山中さんのお話を伺ってなるほどなという考え方もあるんですけども、この先ほど来、今の稲田委員さんがおっしゃったように、内閣府からの発出が令和2年の11月ということですのでごくとり急いでおります。そういう中で、この技術的助言というのは、私、この文言、初めて耳にしましたがけれども、やはり、ただ、うすいんじゃないかと、その背景というのはやはりこういう避難行動等についてのまだ確論を得ておられないんじゃないかと、私は理解をしております。そうした中で、先ほど矢田貝委員さんがおっしゃったように、まずやはり放射性物質から守るには、やはり窓を閉めて換気をしないということがうたってあるんですけども、それが中田委員さんがおっしゃったように原則だろうと、私もそう思います。そういうふうな観点からいけば、やはり、とり急いで県市町村に説明をするような技術確論にまだ至ってはないじゃないかなと私は思っております。そうした中で、知見と英知を結集した方々が今の委員会等で協議されるわけでしょうから、改めてそういう詳細的なものは私自身はこれから追って出てくるのではないかなというふうに思っております。そういう観点からこの陳情については、私は採択しないということをお願いしたいと思います。

**○尾沢委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第81号、新型コロナウイルス感染症等流行下における住民避難計画について具体的な原子力災害対策の住民への説明を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

**○尾沢委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第81号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

参考人は大変御苦労さまでございました。

以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 3 1 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 尾 沢 三 夫